

●香川県警察本部告示第2号

香川県警察参考人等旅費取扱規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県警察参考人等旅費取扱規程等の一部を改正する規程  
(香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部改正)

第1条 香川県警察参考人等旅費取扱規程(平成12年香川県警察本部告示第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警察参考人等の範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する同法第34条(同法第66条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定により出頭した参考人(審査請求人、再審査請求人又は参加人の申立てにより出頭した参考人を除く。)</p> <p>(4)～(11) 略</p>	<p>(警察参考人等の範囲)</p> <p>第3条 警察参考人等の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第27条(第48条、第52条第2項及び第56条において準用する場合を含む。)</u>の規定により出頭した参考人(不服申立人又は参加人の申立てにより出頭した参考人を除く。)</p> <p>(4)～(11) 略</p>

(香川県警察公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察公印規程(平成12年香川県警察本部告示第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～6 略				1～6 略			
7 地方公務員法(昭和25年法律第261号)	略			7 地方公務員法(昭和25年法律第261号)	略		
(1)～(9)	略			(1)～(9)	略		
(10) <u>不利益処</u>	略			(10) <u>不利益処</u>	略		

分についての審査請求に関する規則（昭和59年香川県人事委員会規則第1号）			
8～30 略			
31 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）	第11条第1項～第15条第3項 略		
	第19条	審査請求の棄却等に係る第三者に対する通知（第15条第3項の準用）	略
(1) 略			
32 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）	第20条第1項～第41条 略		
	第43条	審査請求の棄却等に係る第三者に対する通知（第24条第3項の準用）	略
33～36 略			

分についての不服申立てに関する規則（昭和59年香川県人事委員会規則第1号）			
8～30 略			
31 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）	第11条第1項～第15条第3項 略		
	第19条	不服申立ての棄却等に係る第三者に対する通知（第15条第3項の準用）	略
(1) 略			
32 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）	第20条第1項～第41条 略		
	第43条	不服申立ての棄却等に係る第三者に対する通知（第24条第3項の準用）	略
33～36 略			

（香川県情報公開条例施行規程の一部改正）

第3条 香川県情報公開条例施行規程（平成14年香川県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別記様式第2号（第6条関係）

行政文書公開決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 時 分
	場所	
事務担当課等	電話番号 ( ) -	
備考		

- 注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第2号（第6条関係）

行政文書公開決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 時 分
	場所	
事務担当課等	電話番号 ( ) -	
備考		

- 注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第3号（第6条関係）

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 団

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ( ) 午前 午後 時 分
	場所	
公開しない部分		
公開しない理由		
事務担当課等	電話番号 ( ) ー	
備考		

- 注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。  
 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。  
 3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第3号（第6条関係）

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 団

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ( ) 午前 午後 時 分
	場所	
公開しない部分		
公開しない理由		
事務担当課等	電話番号 ( ) ー	
備考		

- 注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。  
 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。  
 3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

(香川県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第4条 香川県個人情報保護条例施行規程（平成18年香川県警察本部告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別記様式第3号（第8条関係）

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 図

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
事務担当課等	電話番号 ( ) —		
備考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第3号（第8条関係）

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 図

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
事務担当課等	電話番号 ( ) —		
備考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第4号（第8条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 図

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
開示しない部分			
開示しない理由			
事務担当課等	電話番号 ( ) —		
備考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第4号（第8条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 図

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
開示しない部分			
開示しない理由			
事務担当課等	電話番号 ( ) —		
備考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立ての手續に関する規程の一部改正）

第5条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立ての手續に関する規程（平成19年香川県警察本部告示第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(郵便等による審査の申請に係る期間の計算)</p> <p>第7条 法第229条第3項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行服法」という。)第18条第3項の送付に要した日数には、被留置者が審査の申請をする場合におけるその留置施設での郵便等の発信に要した日数を含めるものとする。</p> <p>(補正の命令)</p> <p>第8条 法第229条第3項において準用する行服法第23条の規定による補正の命令は、別記様式第4号の補正命令書を送付して行うものとする。</p> <p>(執行停止及び執行停止の取消し)</p> <p>第9条 法第229条第3項において準用する行服法第25条第2項の規定により職権による執行停止を決定したときは、警察本部長は、処分庁及び審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>2 法第229条第3項において準用する行服法第26条の規定により執行停止の取消しを決定したときは、警察本部長は、処分庁及び審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。</p> <p><u>(審査の申請の取下げの方法)</u></p> <p>第10条 法第229条第3項において準用する行服法第27条の規定による審査の申請の取下げは、別記様式第5号の審査申請取下書を警察本部長に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の審査申請取下書を受理したときは、警察本部長は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(手続の併合又は分離)</p> <p>第11条 法第229条第3項において準用する行服法第39条の規定により数個の審査の申請を併合し、又は併合された数個の審査の申請を分離したときは、警察本部長は、別記様式第6号の手続併合(分離)通知書を処分庁及び審査の申請人に送付してその旨を通知するものとする。</p>	<p>(郵便等による審査の申請に係る期間の計算)</p> <p>第7条 法第229条第3項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。)第14条第4項の送付に要した日数には、被留置者が審査の申請をする場合におけるその留置施設での郵便等の発信に要した日数を含めるものとする。</p> <p>(補正の命令)</p> <p>第8条 法第229条第3項において準用する行服法第21条の規定による補正の命令は、別記様式第4号の補正命令書を送付して行うものとする。</p> <p>(執行停止及び執行停止の取消し)</p> <p>第9条 法第229条第3項において準用する行服法第34条第2項の規定により職権による執行停止を決定したときは、警察本部長は、処分庁及び審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>2 法第229条第3項において準用する行服法第35条の規定により執行停止の取消しを決定したときは、警察本部長は、処分庁及び審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。</p> <p><u>(審査の申請の取下げの方法)</u></p> <p>第10条 法第229条第3項において準用する行服法第36条の規定により数個の審査の申請を併合し、又は併合された数個の審査の申請を分離したときは、警察本部長は、別記様式第5号の手続併合(分離)通知書を処分庁及び審査の申請人に送付してその旨を通知するものとする。</p>

(裁決書の謄本の送達)

第12条 法第229条第3項において準用する行服法第51条第2項本文又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を添付して行うものとする。

2 法第229条第3項において準用する行服法第51条第2項本文の規定により審査の申請人に裁決書の謄本を送付する場合において、当該審査の申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の留置業務管理者を経由して行うものとする。

3 法第229条第3項において準用する行服法第51条第2項ただし書の規定により公示の方法による送達をしたときは、警察本部長は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。

(準用)

第14条 略

2・3 略

4 第11条の規定は、事実の申告の手續の併合又は分離について準用する。この場合において、同条中「第229条第3項」とあるのは「第231条第3項」と、「審査の申請を」とあるのは「事実の申告を」と、「処分庁」とあるのは「その申告に係る事実があったとされる留置施設の留置業務管理者」と、「審査の申請人」とあるのは「事実の申告人」と読み替えるものとする。

(事実の申告の取下げの方法)

第15条 法第231条第3項において準用する行服法第27条の規定による事実の申告の取下げは、別記様式第8号の事実の申告取下書を警察本部長に提出して行うものとする。

2 略

第11条 法第229条第3項において準用する行服法第39条の規定による審査の申請の取下げは、別記様式第6号の審査申請取下書を警察本部長に提出して行うものとする。

2 前項の審査申請取下書を受理したときは、警察本部長は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。

(裁決書の謄本の送達)

第12条 法第229条第3項において準用する行服法第42条第2項本文又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を添付して行うものとする。

2 法第229条第3項において準用する行服法第42条第2項本文の規定により審査の申請人に裁決書の謄本を送付する場合において、当該審査の申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の留置業務管理者を経由して行うものとする。

3 法第229条第3項において準用する行服法第42条第2項ただし書の規定により公示の方法による送達をしたときは、警察本部長は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。

(準用)

第14条 略

2・3 略

4 第10条の規定は、事実の申告の手續の併合又は分離について準用する。この場合において、同条中「第229条第3項」とあるのは「第231条第3項」と、「審査の申請を」とあるのは「事実の申告を」と、「処分庁」とあるのは「その申告に係る事実があったとされる留置施設の留置業務管理者」と、「審査の申請人」とあるのは「事実の申告人」と読み替えるものとする。

(事実の申告の取下げの方法)

第15条 法第231条第3項において準用する行服法第39条の規定による事実の申告の取下げは、別記様式第8号の事実の申告取下書を警察本部長に提出して行うものとする。

2 略



別記様式第1号（第3条関係）

審 査 申 請 書	
年 月 日	
香川県警察本部長 殿	
申請人 住所又は警察署の名称	申請人 住所又は警察署の名称
氏 名 ㊦	氏 名 ㊦
年 齢	
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第229条第1項の規定により、下記のとおり審査の申請をします。	
記	
1 審査の申請に係る留置業務管理者の措置	
2 審査の申請に係る留置業務管理者の措置の告知があった年月日	
3 審査の申請の趣旨及び理由	
4 処分庁の教示の有無及びその内容	

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 ㊦のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1号（第3条関係）

審 査 申 請 書	
年 月 日	
香川県警察本部長 殿	
申請人 住所又は警察署の名称	申請人 住所又は警察署の名称
氏 名 ㊦	氏 名 ㊦
年 齢	
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第229条第1項の規定により、下記のとおり審査の申請をします。	
記	
1 審査の申請に係る留置業務管理者の措置	
2 審査の申請に係る留置業務管理者の措置の告知があった年月日	
3 審査の申請の趣旨及び理由	
4 処分庁の教示の有無及びその内容	

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 ㊦のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第8条、第14条関係）

補 正 命 令 書

第 号  
年 月 日

殿

香川県警察本部長 印

は、下記の理由により不適法であるから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第229条第3項において準用する行政不服審査法第23条の規定により、  
第231条第3項  
年 月 日までに補正することを命ずる。

なお、期限までに補正された 審査申請書 事実の申告書 が提出されないときは、当該  
審査の申請 事実の申告 を却下することがある。

記

理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第8条、第14条関係）

補 正 命 令 書

第 号  
年 月 日

殿

香川県警察本部長 印

は、下記の理由により不適法であるから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第229条第3項において準用する行政不服審査法第21条の規定により、  
第231条第3項  
年 月 日までに補正することを命ずる。

なお、期限までに補正された 審査申請書 事実の申告書 が提出されないときは、当該  
審査の申請 事実の申告 を却下することがある。

記

理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第10条関係）

審 査 申 請 取 下 書

年 月 日

香川県警察本部長 殿

申請人 住所又は警察署の名称  
氏 名 ㊟

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第229条第3項において準用する  
行政不服審査法第27条の規定により、下記のとおり審査の申請を取り下げます。

記

- 1 取り下げる審査の申請
- 2 理由

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 ㊟のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第11条、第14条関係）

手続併合（分離）通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県警察本部長 印

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第229条第3項  
第231条第3項 において

準用する行政不服審査法第39条の規定により、下記のとおり 審査の申請 を  
併合 したので通知する。  
分離

記

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第10条、第14条関係）

手続併合（分離）通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県警察本部長 印

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第229条第3項  
第231条第3項 において

準用する行政不服審査法第36条の規定により、下記のとおり 審査の申請 を  
併合 したので通知する。  
分離

記

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号(第11条関係)

審査申請取下書

年 月 日

香川県警察本部長 殿

申請人 住所又は警察署の名称

氏 名 ㊦

年 齢

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第229条第3項において準用する行政不服審査法第39条の規定により、下記のとおり審査の申請を取り下げます。

記

1 取り下げる審査の申請

2 理由

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 ㊦のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第13条関係）

事 実 の 申 告 書	
年 月 日	
香川県警察本部長 殿	
申告人 警察署の名称	
氏 名	㊟
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第231条第1項の規定により、下記のとおり事実の申告をします。	
記	
1	申告に係る事実のあった留置施設の置かれる警察署の名称
2	申告に係る事実
(1)	申告に係る行為を行った職員の氏名等
(2)	申告に係る具体的行為
	<input type="checkbox"/> 身体に対する違法な有形力の行使
	<input type="checkbox"/> 違法又は不当な捕縄、手錠、拘束衣又は防声具の使用
	<input type="checkbox"/> 違法又は不当な保護室への収容
(3)	申告に係る事実の概要
3	申告に係る事実があった年月日
4	留置業務管理者の教示の有無及びその内容

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 該当する□内に✓印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第13条関係）

事 実 の 申 告 書	
年 月 日	
香川県警察本部長 殿	
申告人 警察署の名称	
氏 名	㊟
年 齢	
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第231条第1項の規定により、下記のとおり事実の申告をします。	
記	
1	申告に係る事実のあった留置施設の置かれる警察署の名称
2	申告に係る事実
(1)	申告に係る行為を行った職員の氏名等
(2)	申告に係る具体的行為
	<input type="checkbox"/> 身体に対する違法な有形力の行使
	<input type="checkbox"/> 違法又は不当な捕縄、手錠、拘束衣又は防声具の使用
	<input type="checkbox"/> 違法又は不当な保護室への収容
(3)	申告に係る事実の概要
3	申告に係る事実があった年月日
4	留置業務管理者の教示の有無及びその内容

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 該当する□内に✓印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第15条関係）

事 実 の 申 告 取 下 書	
年 月 日	
香川県警察本部長 殿	
申告人 警察署の名称	Ⓜ
氏 名	
年 齢	
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第231条第3項において準用する 行政不服審査法第27条の規定により、下記のとおり事実の申告を取り下げます。	
記	
1 取り下げる事実の申告	
2 理由	

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第15条関係）

事 実 の 申 告 取 下 書	
年 月 日	
香川県警察本部長 殿	
申告人 警察署の名称	Ⓜ
氏 名	
年 齢	
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第231条第3項において準用する 行政不服審査法第39条の規定により、下記のとおり事実の申告を取り下げます。	
記	
1 取り下げる事実の申告	
2 理由	

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第17条関係）

苦 情 申 出 書

年 月 日

香川県警察本部長  
監 査 官 殿  
留置業務管理者  
( 警察署長)

警察署の名称  
氏 名 ㊦

第233条第1項  
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第234条第1項の規定により、  
第235条第1項

下記のとおり苦情の申出をします。

記

- 1 申出に係る事実
- 2 申出に係る事実があった年月日
- 3 留置業務管理者の教示の有無及びその内容

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第17条関係）

苦 情 申 出 書

年 月 日

香川県警察本部長  
監 査 官 殿  
留置業務管理者  
( 警察署長)

警察署の名称  
氏 名 ㊦  
年 齢

第233条第1項  
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第234条第1項の規定により、  
第235条第1項

下記のとおり苦情の申出をします。

記

- 1 申出に係る事実
- 2 申出に係る事実があった年月日
- 3 留置業務管理者の教示の有無及びその内容

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



別記様式第10号（第20条関係）

苦 情 申 出 取 下 書

年 月 日

香川県警察本部長  
監 査 官 殿  
留置業務管理者  
( 警察署長)

警察署の名称  
氏 名 ㊟

年 月 日付で申し出た苦情は、下記のとおり取り下げます。

記

1 取り下げる苦情の申出

2 理由

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号（第20条関係）

苦 情 申 出 取 下 書

年 月 日

香川県警察本部長  
監 査 官 殿  
留置業務管理者  
( 警察署長)

警察署の名称  
氏 名 ㊟  
年 齢

年 月 日付で申し出た苦情は、下記のとおり取り下げます。

記

1 取り下げる苦情の申出

2 理由

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。